

湯浅町ごみ収集運搬業務

受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 湯浅町内の一般廃棄物の収集運搬を適正に履行し、町内の生活環境と公衆衛生の促進を図る。
- (2) 業務名 湯浅町ごみ収集運搬業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日

2. 業務に要する費用（上限価格）

3年間総額 57,888,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とする。

※なお、塵芥車1台は町より譲渡することが可能です。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。また、受託候補者特定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が起きた場合には失格とする。

- (1) 湯浅町建設工事等入札参加者指名停止要領による指名停止を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 国税及び町税を滞納していないこと
- (4) 受託候補者になった場合、自らその業務を実施するものであること
- (5) 湯浅町内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地）を有し、かつ引き続き湯浅町内に住所を有する者
- (6) 湯浅町暴力団排除条例に基づき、次のいずれにも該当する事由がないものであること
 - ① 役員等が暴力団員であると認められるもの
 - ② 役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - ③ 暴力団及び暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められるもの

④役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用していると認められるもの

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるもの

※「役員等」とは、法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するであるかを問わず、営業所の業務を総括又はその権限を代行し得る地位にある者をいう。以下、「使用人」という。）、個人にあっては、その者及びその使用人をいう。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付日：平成29年2月23日（木）

締切日：平成29年3月 7日（火）15時まで（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式1）により、窓口へ直接持参または、Eメールにより提出すること。なお、Eメールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。また、窓口へ持参の場合は電子データも提出すること。

(3) 回答日：平成29年3月9日（木）

(4) 回答方法：回答文を郵送又はFAXにて送付いたします。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類（提出部数：5部）

①業務実施体制各調書及び企画提案書届出書（様式2）

②各調書及び企画提案書等

イ 会社概要（様式3）

ロ 業務実績調書（様式4）

ハ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式5）

ニ 従業員名簿（様式6）

ホ 保有車両一覧（様式7）

ヘ 事務所及び車庫の写真及び付近の見取図（任意様式）

ト 参考見積書（任意様式）

チ 誓約書（様式8）

リ 資産及び負債に関する調書（様式9）

又 公募型プロポーザル企画提案書様式（様式10）

(2) 提出期間等

- ①提出期間：平成29年3月1日～3月15日17時まで（必着）
- ②提出場所：湯浅町役場 1階 住民環境課 環境係 8番窓口
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

6. 審査方法

(1) 審査方法

審査は提出いただいた業務実施体制各種調書及び企画提案書等を、下記7で示す審査基準に基づきヒアリングを行い評価し、点数が最も高い候補者を選定します。

(2) 実施日

平成29年3月17日（金）

(3) 審査結果の通知

平成29年3月22日（水）

7. 審査基準及び配点

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
応募者の規模、実績等			運営体制、事業実施計画		地域貢献		新規提案	参考見積価格	合計
事業者の状況	財務内容	業務実績	業務実施体制	危機管理点	町民対応	行政対応	新規提案	見積価格点	
50点	50点	150点	150点	150点	50点	50点	50点	100点	800点

8. 日程

- 平成29年2月23日 調書及び企画書様式の交付開始（HP、窓口）
質問書の交付及び受付開始（HP、窓口）
- 3月 1日 調書及び企画書の受付開始
- 3月 7日 質問書の提出×切り
- 3月15日 調書及び企画書の提出×切り
- 3月17日 審査（ヒアリング）
- 3月22日 結果通知
- 3月23日 契約締結
- 4月 1日 業務開始

9. 失格事項

本提案者若しくは提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 参考見積書の金額が「2. 業務に要する費用（上限価格）」を超過したもの

10. 契約

受託候補者と業務内容及び契約金等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

12. 担当部署（提出・問い合わせ先）

湯浅町役場 住民環境課 環境係 担当 松林
〒643-0002 有田郡湯浅町青木668-1
TEL : 0737-64-1102（直通）
Eメール：kankyou@town.yuasa.lg.jp